

飲食業・宿泊業で資金繰りや経営改善などでお困りの方へ

「飲食業・宿泊業支援専用窓口」を設置しました

事業の収益改善に
向けたアドバイスがほしい

＜収益力改善支援＞

資金繰りが厳しく
借入金の返済が厳しい

＜再生計画策定支援＞

経営改善計画の策定
を求められている

＜経営改善計画策定支援＞

抜本的な経営改善
を進めたい

＜再生計画策定支援＞

廃業したいが
借入金の整理ができない

＜再チャレンジ支援＞

廃業後の連帯保証の
解除の支援がほしい

＜保証債務整理支援＞

本支援専用窓口での支援内容は、岐阜県中小企業活性化協議会のホームページをご覧ください。

相談時間

平日 9時～17時

相談会場

岐阜県中小企業活性化協議会 会議室
岐阜市神田町2丁目2番地 岐阜商工会議所ビル3階

相談申込

事前に電話でお申込みください（ホームページからの事前申込も可）

受付時間 平日 9時～17時

電話番号 058-212-2685

中小企業活性化協議会は、融資の紹介・斡旋をする機関ではありませんので、新規の借入相談は行っていません。

中小企業活性化協議会は「国の公的機関」（経済産業省委託事業）です。

中小企業活性化協議会は、中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援するため、産業競争力強化法に基づき、47都道府県に設置されている公的機関です。協議会では、公正中立な第三者としての立場で、再生計画策定や経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理を支援しています。

岐阜県では、岐阜商工会議所が中部経済産業局から委託を受けて業務運営をしています。

【お問合せ】

岐阜県中小企業活性化協議会
岐阜市神田町2丁目2番地 岐阜商工会議所ビル3階
電話 058-212-2685
FAX 058-263-4331
Mail saiseigifu@gcci.or.jp



中小企業活性化協議会については
ホームページをご覧ください

[https://www.gcci.or.jp/management/
speciality/saisei.html](https://www.gcci.or.jp/management/speciality/saisei.html)

